

わが社の運輸安全・安全衛生マネジメントの取り組み

平成 年度（H . . . ～ H . . . ）

①

毎年度等、下記の具体的な取り組み方策が定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに
反省事項や改善方法については、後日、改善処置等必要な方策を立てたときに掲示しなします。

○わが社の事故防止のための安全方針

- ・「輸送の安全」はわが社の根幹
- ・「輸送の安全」を達成するために、「運輸安全目標」「安全衛生目標」を設定します。

○社内への周知方法

- ・「安全性向上の基本方針」、「輸送安全目標」、「安全衛生目標」を社内及び営業所に掲示し、達成結果と「事故に関する総計」、「行政処分が行われた場合の改善状況」を社内に掲示・公表します。

○安全方針に基づく目標

- ・「交通事故・飲酒運転ゼロを貫徹しよう！」
- ・「労働災害ゼロの達成」

達成状況(6か月後)	交通事故・飲酒運転発生件数	件	結果	件	労働災害発生件数	件	結果	件
達成状況(1年後)	交通事故・飲酒運転発生件数	件	結果	件	労働災害発生件数	件	結果	件

○目標達成のための計画

- ・点呼およびアルコールチェッカーの完全実施と運行管理体制の確立(毎日・対面等)
- ・乗務員教育の完全実施(11項目)
- ・定期健康診断の実施< 月、 月>(深夜従事者は年2回を実施)

結果	件
結果	件
結果	件

○わが社における安全に関する情報交換方法

- ・幹部会議
- ・内部監査
- ・事業所内のミーティング
- ・朝礼、夕礼
- ・定期的な意見交換

○わが社の安全に関する反省事項および改善方法

- ・平成 年度の内部チェックを平成 年 月に予定し問題点および改善方法などの結果は後日、社内及び営業所に掲示する。

※ なお、措置(計画)を実施した内容については必ず「議事録」を作成のうえ、保存する事

②

毎年度、下記の取り組み状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標
安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

○わが社の安全に関する目標達成状況

	目標	結果	目標達成状況	
平成25年度	交通事故	件	件	目標達成・未達成
	重大事故		件	
	事故の種類			
	衝突の状態			
	飲酒運転	件	件	目標達成・未達成
	労働災害	件	件	目標達成・未達成

○わが社の自動車事故報告規則第2条に規定する事故(速報および重大事故)

- ・ 件

(注)輸送の安全に係わる行政処分を受けた場合には法令に基づき遅滞なく警告書等(写)、改善報告書(写)を社内及び営業所などに掲示等により公表すること

会社名	営業所	代表者	代表取締役
-----	-----	-----	-------

事故統計記録書

平成 年 月 日

自動車事故 報告規則第2条	事故内容	件数
1	1号 自動車が転覆・転落し火災が生じた事故	
2	1号 踏切において、鉄道車両と衝突・接触した事故	
3	2号 死者が生じた事故	
4	2号 自賠法第5条第2号に掲げる障害が発生した事故(★1)	
5	2号 自賠法第5条第3号に掲げる障害が発生した事故(★2)	
6	3号 自動車に積載された危険物・火薬類・高圧ガス・核物質等が飛散又は漏洩した事故(★3)	
7	5号 運転者の疾病により、事業用自動車の運転継続が不可能になった事故	
8	6号 自動車の装置(★4)の故障により、自動車の運行が出来なくなった事故	
9	7号 その他、自動車事故の発生防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて指示した事故	

合 計 件

事故詳細(★1～4)

★1	脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状をゆうするもの
	上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
	大腿骨又は下腿の骨折
	内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
	14日以上病院に入院する事を要する障害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
★2	脊柱の骨折(★1の傷害を除く)
	内臓の破裂(★1の傷害を除く)
	上腕又は前腕の骨折(★1の傷害を除く)
	病院に入院する事を要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの(★1の傷害を除く)
★3	14日以上病院に入院する事を要する障害(★1の傷害を除く)
	詳細は、自動車事故報告規則第2条3号を参照
★4	原動機および動力伝達装置
	車輪および車軸、そりその他の走行装置
	操縦および制動装置、ばねその他の緩衝装置
	燃料装置および電気装置
	車枠および車体
	連結装置
	乗車装置および物品積載装置
	前面ガラスその他の窓ガラス
	消音器その他の騒音防止装置
	ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
	前照灯、番号灯、尾灯、制動灯その他の灯火装置および反射等
	警音器その他の警報装置および方向指示器その他の指示装置
	後写鏡、窓ふき器その他の計器
	速度計、走行距離計その他の計器
	消火器その他の防火装置
内圧容器およびその付属装置	
その他政令で定める特に必要な自動車の装置	